

みなかみ町まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（企業版ふるさと納税）事務取扱要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対する法人からの寄附に関する事務取扱について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 寄附対象事業 法第5条第15項の規定により認定された地域再生計画に基づき実施する事業をいう。
- (2) 寄附対象法人 町の区域内に主たる事務所又は事業所が所在していない法人であり、かつ、青色申告書を提出している法人をいう。
- (3) 寄附金 寄附対象事業の実施のための費用として寄附対象法人が行う10万円以上の寄附金をいう。

（寄附の申出）

第3条 寄附の申出をしようとする寄附対象法人は、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（企業版ふるさと納税）寄附申出書（様式第1号）により、申し出るものとする。

（寄附の受領等）

第4条 町長は、前条の規定により寄附対象法人から申出のあった寄附金額のうち、当該申出がされた年度の寄附対象事業の実施に要する費用の範囲内で寄附金を受領するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により寄附金を受領したときは、当該寄附対象法人に受領証（様式第2号）を交付するものとする。
- 3 寄附対象事業の事業費が確定する前に寄附金を受領した場合は、町長は事業費が確定した後に、寄附対象法人に対して事業費確定報告書（様式第3号）により通知するものとする。
- 4 町長は、次に掲げる場合においては、寄附金の受入れを拒否し、又は受領した寄附金を返還することができる。
 - (1) 寄附金の受入れが公の秩序又は善良の風俗に反するものと認められるとき。
 - (2) 前号に定めるもののほか、町長が特に必要と認めるとき。

（公表）

第5条 町長は、寄附の内容及び当該寄附金を充当した事業の状況その他必要な事項を公表するものとする。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年8月20日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（企業版ふるさと納税）寄附申出書

年 月 日

みなかみ町長 様

本社所在地

法人名 _____
代表者職・氏名 _____
法人番号 _____

みなかみ町が実施する予定である「みなかみ町まち・ひと・しごと創生推進計画」に基づく事業に対し、下記の額を寄附することを申し出ます。

記

1. 寄附申出額 金 _____ 円

2. 町ホームページ等における法人名等の公表

- 法人名・寄附金額を公表
- 法人名のみを公表
- 公表しない

※該当する項目をいずれか1つ選択してください。

様式第2号（第4条関係）

受領証

年 月 日

様

みなかみ町長

地方再生法第13条の2に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附として、下記の寄附を受領したことを証明する。

記

1. 事業の名称 _____ 事業

2. 寄附年月日 _____ 年 月 日

3. 寄附金額 金 _____ 円

様式第3号（第4条関係）

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（企業版ふるさと納税）事業費確定報告書

年 月 日

様

みなかみ町長

年 月 日付けで貴社から寄附を受領した、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業について、 年度の事業費が確定しましたので、下記のとおり報告します。

記

1. 事業の名称

--

2. 確定した事業費及び当該事業に対する寄附の受領額

確定した事業費	円
当該事業に対する寄附の受領額	円
うち、貴社からの寄附の受領額	円